

出席停止通知

保護者 様

南アルプス市立若草中学校

校長 浅利 進

つぎの感染症にかかった場合は、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他生徒への感染拡大を防ぐため、登校を停止する定めとなっておりますのでご連絡いたします。出席停止期間は欠席扱いになりませんので、十分に治療や休養をとられますようお願いいたします。

なお、登校再開するにあたり、医療機関において下記の全治証明書にご記入いただき、学校まで提出してください。

主な学校において予防すべき感染症		出席停止期間	
第一種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(SARS), 中東呼吸器症候群(MERS), 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。	
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。	
	風疹	発疹が消失するまで。	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
第三種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
その他の感染症 (溶連菌感染症, A型肝炎, B型肝炎, 手足口病, 伝染性紅斑, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ感染症, 感染性胃腸炎など)		学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができ。出席停止期間は、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
全治証明書		初 診	年 月 日
		全 治	年 月 日
南アルプス市立若草中学校		左記の疾病が全治しましたので 月 日より登校可能となることを 証明いたします。 年 月 日 医師名	
学 年	年 組		
氏 名			
病 名			